

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、山梨県人事委員会設置条例（昭和26年条例第30号）により、昭和26年6月6日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（任期中に委員の交代があった場合には、前任者の残任期間）（法第9条の2第10項）。

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

平成31年3月31日現在の委員は次のとおりである。

職名	氏名	勤務形態	任期	摘要
委員長	信田 恵三	非常勤	平成28年 7月13日～令和2年 7月12日（1期目） （委員長 平成30年1月12日～）	弁護士
委員	井出與五右衛門	非常勤	平成28年 7月25日～令和2年 7月24日（1期目）	経営者
委員	中島 琢雄	非常勤	平成30年 1月12日～令和4年 1月11日（1期目）	医師

(4) 人事委員会の運営

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の平成30年度の会議開催回数は23回で、付議した議案等の件数は、議案65件、報告14件、その他1件、計80件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 案 等
2322	30. 4. 4	(報 告) 1 苦情相談の実施状況の件 2 第91回（平成30年度）山梨県警察官A採用試験の第1次試験及び第2次試験試験会場決定の件 3 選考採用結果の件 4 平成29年審第1号事案に係る準備手続（第3回）の件
2323	30. 4. 20	(議 案) 1 職員の任用に関する規則の一部改正の件 2 平成30年度山梨県職員採用試験等の試験職種別採用予定人員決定の件 3 平成30年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）実施細目決定の件 (報 告) 1 任用候補者選択結果及び選考による採用候補者採用結果の件 2 平成30年職種別民間給与実態調査の実施の件 3 平成29年審第1号事案に係る口頭審理の件
2324	30. 5. 18	(議 案) 1 第91回（平成30年度）山梨県警察官A採用試験第1次試験合格者決定の件 2 平成30年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）の採用予定人員変更の件 (報 告) 1 選考採用結果の件
2325	30. 6. 8	(議 案) 1 平成30年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）及び小中学校事務職員採用試験実施細目決定の件 2 第92回（平成30年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験実施細目決定の件 3 身体障害者を対象とした平成30年度山梨県職員採用選考試験実施細目決定の件 (報 告) 1 第91回（平成30年度）山梨県警察官A採用試験第2次試験合格者の件 (その他) 1 平成30年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）申込状況について
2326	30. 6. 21	(議 案) 1 審査請求事案裁決の件
2327	30. 6. 29	(議 案) 1 平成30年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者決定の件 2 平成30年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験実施細目決定の件
2328	30. 7. 20	(議 案) 1 第91回（平成30年度）山梨県警察官A採用試験採用候補者名簿確定の件 2 山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験第1次試験合格者数決定基準の変更の件 (報 告) 1 対県共闘会議からの人事委員会勧告に対する申し入れの件
2329	30. 7. 30	(議 案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件

回数	開催年月日	議 案 等
2330	30. 8. 17	(議 案) 1 平成 30 年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 (報 告) 1 平成 30 年人事院勧告の概要の件
2331	30. 9. 6	(議 案) 1 山梨県公立小中学校事務職員採用試験第 1 次試験合格者数決定基準の変更の件 2 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2332	30. 9. 14	(議 案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2333	30. 9. 21	(議 案) 1 警察官昇任試験昇任候補者名簿確定の件 2 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報 告) 1 人事委員会勧告に関する要請等の件
2334	30. 9. 28	(議 案) 1 平成 30 年度山梨県（U・I ターン型）民間企業等職務経験者職員採用試験第 1 次試験合格者決定の件 2 第 92 回（平成 30 年度）山梨県警察官 A 及び警察官 B 採用試験第 1 次試験合格者決定の件 3 採用候補者選考実施の件 4 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2335	30. 10. 5	(議 案) 1 平成 30 年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）及び小中学校事務職員採用試験第 1 次試験合格者決定の件 2 身体障害者を対象とした平成 30 年度山梨県職員採用選考試験第 1 次試験合格者決定の件 3 身体障害者を対象とした平成 30 年度山梨県職員採用選考試験実施細目変更の件 4 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2336	30. 10. 18	(議 案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報 告) 2 第 92 回（平成 30 年度）山梨県警察官 A 及び警察官 B 採用試験第 2 次試験合格者決定の件
2337	30. 11. 5	(議 案) 1 平成 30 年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）及び小中学校事務職員採用試験最終合格者決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 2 平成 30 年度山梨県（U・I ターン型）民間企業等職務経験者職員採用試験最終合格者決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 3 身体障害者を対象とした平成 30 年度山梨県職員採用選考試験最終合格者決定の件 4 採用候補者選考実施の件 5 身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験実施細目改正の件
2338	30. 11. 30	(議 案) 1 第 92 回（平成 30 年度）山梨県警察官 A 及び警察官 B 採用試験採用候補者名簿確定の件
2339	30. 12. 4	(議 案) 1 条例の改正に係る意見聴取の件

回数	開催年月日	議 案 等
2340	30. 12. 18	(議 案) 1 山梨県職員の給与に関する規則等の一部改正の件 2 初任給調整手当に関する規則の一部改正の件 3 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件 4 山梨県警察官採用試験実施細目変更の件 5 採用候補者選考実施の件
2341	31. 2. 1	(議 案) 1 身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験名称変更及び実施細目改正の件 2 2019年度山梨県職員採用試験等の日程及び受験資格決定の件
2342	31. 2. 15	(議 案) 1 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部改正の件 2 2019年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員決定の件 3 第93回(2019年度)山梨県警察官採用試験A実施細目決定の件 4 一般任期付職員採用承認の件
2343	31. 3. 1	(議 案) 1 条例改正に係る意見聴取の件 2 昇任候補者(警察本部)選考実施の件 3 昇任候補者(知事部局)選考実施の件 4 採用候補者選考実施の件 5 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正の件 6 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 7 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 8 山梨県職員の留学費用の償還に関する規則及び山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正の件 (報 告) 1 第93回(2019年度)山梨県警察官採用試験Aの第1次試験試験会場決定の件
2344	31. 3. 25	(議 案) 1 昇任候補者選考実施の件 2 採用候補者選考実施の件 3 一般任期付職員採用承認の件 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件 5 山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正の件 6 寒冷地手当支給規則の一部改正の件 7 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 8 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件 9 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件 10 人事委員会事務局職員の人事の件

(5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成30年度中に制定し、又は改廃した規則、訓令及び告示は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成30年) 第15号	30. 4. 26	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	高校卒業程度の採用試験の職種へ農業土木職を追加するための所要の改正
第16号	30. 7. 31	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	東京オリンピック大会自転車競技ロードレースの本県開催の正式決定に鑑み、知事部局における職の新設等に伴う所要の改正
第17号	30. 12. 25	山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	平成30年人事委員会報告及び勧告に鑑み一部改正された給与条例の施行に伴う所要の改正
第18号	30. 12. 25	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年人事委員会報告及び勧告に鑑み一部改正された初任給調整手当の額の見直しに関し、人事院勧告に準じた所要の改正
第19号	30. 12. 25	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年12月期の勤勉手当の支給割合が改正されることに伴う勤勉手当の成績率の改正
(平成31年) 第1号	31. 2. 21	公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	山梨県職員を派遣する団体の追加に伴う所要の改正
第2号	31. 3. 13	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	審査の手続きに係る規定の明確化を図るため、所要の改正
第3号	31. 3. 13	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月の警察本部の組織改編等に伴う管理職手当支給区分表の改正
第4号	31. 3. 13	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月の警察本部の組織改編等に伴う管理職手当支給区分表の改正
第5号	31. 3. 13	山梨県職員の留学費用の償還に関する規則及び山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	学校教育法の改正に伴う所要の改正
第6号	31. 3. 28	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局、教育委員会において組織再編に係る職の新設等に伴う改正
第7号	31. 3. 29	山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	平成31年4月1日付けの組織改編等に伴う級別職務分類表、管理職手当支給区分表等の改正
第8号	31. 3. 29	寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則	小学校の廃校に伴う所要の改正
第9号	31. 3. 29	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	特殊勤務手当の見直しに伴う所要の改正
第10号	31. 3. 29	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給月数の改正に伴う成績率の改正
第11号	31. 3. 29	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則	時間外勤務の上限設定に伴う所要の改正

イ 訓 令
なし

ウ 告 示
なし

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定等に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。平成30年度中は以下の条例改正に伴い意見を求められた。

意見提出 年月日	議案 番号	件名	条例の概要	意見
30. 12. 4	第 83 号議案	山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件	給与に関する報告及び勧告等に鑑み、所要の改正を行う。	適当と考える。
	第 84 号議案	山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件		
	第 85 号議案	山梨県警察職員給与条及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件		
31. 3. 1	第 3 号議案	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等中改正の件	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の制定に鑑み、職員等の心身の健康保持等のため、所要の改正を行う。	

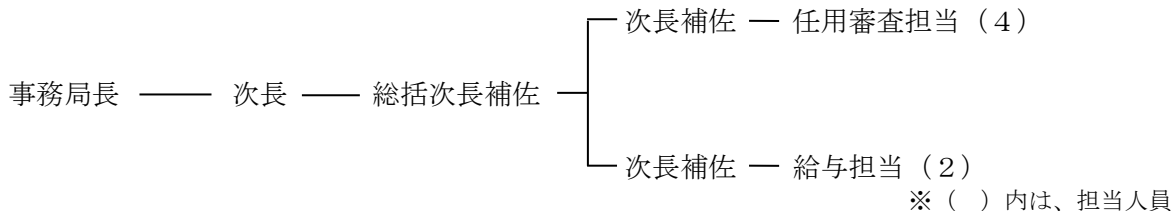
イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているが、平成30年度には該当がなかった。

2 事務局

(1) 組織（平成30年4月1日現在）

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。事務局の組織は、次のとおりである。



(2) 職員の定員・現員（平成30年4月1日現在）

職員の条例定数は13人であり、現員は11人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	10人	11人

(3) 分掌事務（平成30年4月1日現在）

(任用審査担当)

- 人事委員会の会議事務に関すること。
- 事務局の庶務・経理に関すること。
- 人事行政の運営に関する総合的計画に関すること。
- 職員の競争試験に関すること。
- 職員の選考に関すること。
- 任用候補者名簿に関すること。
- 臨時的任用に関すること。
- 任用に関する制度の研究及び統計調査に関すること。
- 勤務成績の評定に関すること。
- 研修に関する総合的計画に関すること。
- 人事記録の管理に関すること。
- 職階制に関する計画の立案に関すること。
- 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 職員の審査請求の審査に関すること。
- 職員団体の登録に関すること。

(給与担当)

- 給与に関する調査統計に関すること。
- 給与に関する制度の研究及び給与計画に関すること。
- 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- 職員に対する給与の支払監理に関すること。
- 職員の苦情の処理に関すること。
- 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 職員の厚生福利制度及び勤務条件に関すること。
- 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。